

次世代再生可能エネルギー技術社会実装事例創出事業対象技術 公募要項

1 目的

東京都（以下「都」という。）は、2030年のカーボンハーフ（温室効果ガス排出量 50%削減（2000 年比））及び 2035 年までの温室効果ガス排出量 60%以上削減を目指し、次世代再生可能エネルギー技術（以下「次世代再エネ技術」という。）の導入拡大に取り組んでいます。

東京都環境局（以下「環境局」という。）では、これまで「次世代再生可能エネルギー技術社会実装推進事業」として、実証段階にある次世代再エネ技術に対して都内における実証事業に係る費用の一部を補助してきました。しかし、実証段階を脱し普及初期段階にあるものの価格が高く、十分に普及が進んでいない次世代再エネ技術もあります。そこで環境局は、こうした次世代再エネ技術に対して、初期需要を創出し、認知度を高め、開発事業者が自立して事業展開できるようにするため、都内での事例創出を支援する新たな取組を行います。

本要項は、環境局が実施する次世代再生可能エネルギー技術社会実装事例創出事業（以下「本事業」という。）の対象となる次世代再エネ技術を公募するに当たり、必要な事項を定めたものです。

2 事業概要

本事業の概要は次のとおりです。

- ① 本要項に基づいて次世代再エネ技術を公募します。
- ② 応募された技術について、都が設置する次世代再生可能エネルギー技術社会実装事例創出事業対象技術評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、技術面及び事業の実効性等を評価し、本事業の対象とする技術を選定します。（選定件数は 5 件程度を予定）
- ③ 選定された技術は、設置可能な都有施設（公営企業施設を含む。）に先行して導入するとともに、当該技術の導入を希望する民間事業者等を募集し、応募があった技術について社会実装に要する費用の一部を都が負担します。
- ④ 令和 8 年度に選定された技術については、令和 10 年度末までに協定を締結するものとし、協定を締結した翌年度末までに機器設置を完了するものとします。

対象技術の選定後から導入、事業完了までの流れは次のとおりです。

【都有施設への先行導入スキーム】

- ① 環境局は、選定された技術について、導入可能な都有施設の検討及び調整を行います。

- ② 設置可能な都有施設があった場合、技術の導入に関して実施内容、役割分担、費用負担等を規定する協定を、環境局・都有施設を所管する局等（以下「施設所管局」という。）・選定された技術を応募した開発事業者等（以下「開発事業者」という。）の三者で締結します。
- ③ 開発事業者は、協定に基づき、選定された技術を都有施設に設置するとともに、発電量その他当該技術の導入により得られる効果を測定し、測定データを環境局に提供します。測定期間は1年程度とし、測定項目の詳細は、環境局及び施設所管局と協議の上決定します。
- ④ 環境局は、導入された技術の設置に要した経費（調査・設計費、設備費、施工費、発電・導入効果の測定・データ提供に係る経費に限る。）を負担金として、協定で定める額の範囲内で、かつ、本事業予算の額を上限として、開発事業者に支払います。
- ⑤ 開発事業者は、本事業の実施内容や普及を図るために得られた導入成果について、PR活動等を実施します。

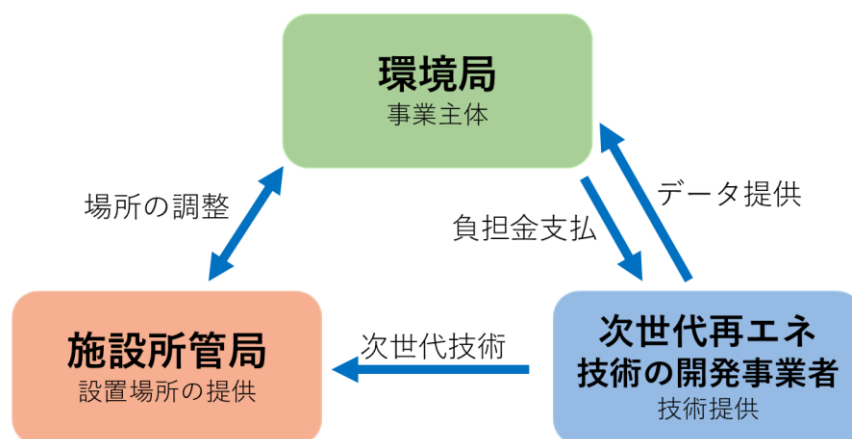


図1 都有施設への先行導入スキームイメージ図

【民間事業者等への導入支援スキーム】

- ① 環境局は、選定された技術の導入を希望する民間事業者等を公募し、当該技術を導入する事業者（以下「導入事業者」という。）を決定します。
- ② 技術の導入に関して、実施内容、役割分担、費用負担等を規定する協定を、環境局・導入事業者・開発事業者の三者で締結します。
- ③ 導入事業者は、開発事業者と工事請負契約や物品購入契約等の技術を導入するために必要な契約を締結し、開発事業者は、導入事業者の提供する場所に選定された技術を設置します。設置後、発電量その他当該技術の導入により得られる効果を測定し、測定データを環境局に提供します。測定期間は1年程度とし、測定項

目の詳細は、環境局と協議の上決定します。

- ④ 環境局は、協定に基づき、導入された技術の導入に要した経費（調査・設計費、設備費、施工費、発電・導入効果の測定・データ提供に係る経費に限る。）のうち2/3以内（上限額5千万円）を、本事業予算の額を上限として、負担金として導入事業者に支払います。
- ⑤ 導入事業者及び開発事業者は、本事業の実施内容や普及を図るために得られた導入成果について、環境局に提供するとともに、PR活動等を実施します。

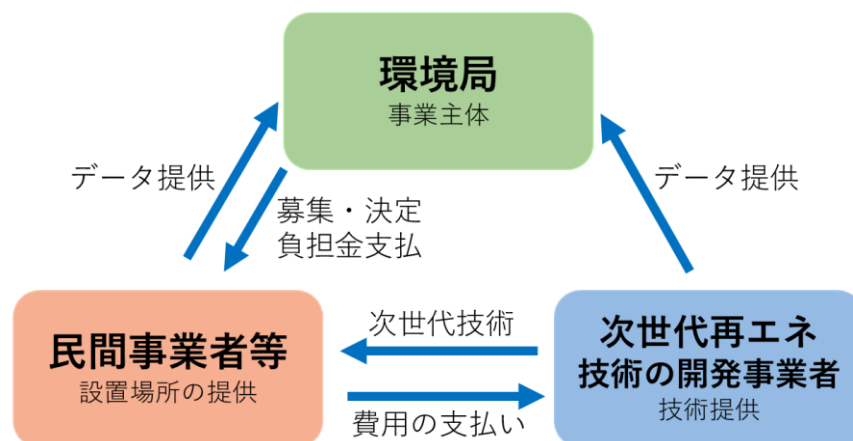


図2 民間事業者等への導入支援スキームイメージ図

3 公募対象技術

太陽光、風力、バイオマス、水力、地熱等をエネルギー源とする発電システムのうち、実環境での実証段階を脱し、本格的な事業化・社会実装に向けた普及初期段階に至っている技術を対象とします。ただし、Air ソーラー（ペロブスカイト結晶構造の材料を使用している太陽電池）並びに東京都が実施する「優れた機能性を有する太陽光発電システムの認定」の対象となる太陽電池モジュール単体及び建材一体型太陽光発電は対象外とします。

4 応募資格

応募者は次に掲げる全ての事項を満たす事業者とします。

- ・ 日本国内に拠点を有していること。
- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は第30条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ・ 反社会的勢力又はそれに関わる者との関与がないこと。

- ・ 法令等又は公序良俗に反していない、又は反するおそれがないこと。
- ・ 都からの指名停止措置を講じられている者でないこと。

5 技術の選定

(1) 評価方法

都が設置する評価委員会において、プレゼンテーション（説明時間 15 分、質疑応答 25 分を予定）を行っていただきます。応募された技術は、表 1 の視点により総合的に評価し、有効と認められた場合、本事業の対象技術として選定します。

なお、必要に応じて、応募者へのヒアリングの実施や追加資料の提出を求めることがあります。

表 1 評価項目・観点一覧

	評価項目	観点
技術面	製品性能・機能	・ 性能、機能が仕様通り発揮されることが実証されているか
	安全性	・ 人体・環境等に係る安全性に問題がないことが実証されているか
	耐久性・信頼性	・ 故障なく安定して動作すること（耐候性/劣化/安全設計/保守性）が実証されているか
	施工性	・ 施工方法や必要施工期間が実証されており明確か ・ 設置場所の決定後、早期に施工、設置することができる見通しがあるか
	社会受容性	・ 騒音、景観等、周辺環境への配慮がされているか
	環境貢献	・ LCA、廃棄・リサイクル、有害性管理などの配慮がされているか
	法規制	・ 設置に際して関係する規制や基準、認定制度等を把握できているか
事業性	東京都における普及期待度	・ 都の政策目的に対する寄与を明確にしているか ・ 東京の地域特性（環境特性や都市構造等）を踏まえているか
	先進性・独自性	・ 技術や製品がどのような点において先駆的であるか、先進性・独自性について具体的な根拠が示されているか。
	ニーズ・市場規模	・ ターゲット市場においてニーズがあることの根拠があるか ・ ニーズを踏まえ、事業期間中の早期導入及びその後の普及拡大が期待できるか

経済性	・将来的に行政の費用支援がなくても普及するような販売価格を実現できる見込みがあるか。
投資	・製品の商用化（最終販売製品）に必要な投資計画があるか
製造体制	・製品を量産・拡販するにあたって必要な製造・調達の体制が整っているか ・環境、人権、労働といった社会的責任に配慮した製造・調達となっているか
販売供給体制	・今後の事業拡大に必要な販売体制について計画があるか

(2) 結果通知

評価委員会において審査及び評価を行った後、結果を応募者全員に対し、書面により個別に通知します。

また、選定された技術については、概略を都のホームページ等で公表します。

なお、審査の経過等に関する問合せは一切受け付けません。

6 スケジュール

募集期間	令和8年8月24日（月曜日）から同年9月30日（水曜日）まで
質問受付期間	令和8年8月24日（月曜日）から同年9月4日（金曜日）まで
評価委員会の開催	令和8年10月中旬～10月下旬（予定）
評価結果の通知	令和8年11月中（予定）
評価結果の公表	令和8年11月中（予定）

7 応募方法

(1) 提出書類

応募者は、ホームページに掲載した様式を用いて次の資料を作成、提出してください。

- ・ 応募申請書（様式1）
- ・ 技術概略シート（様式2）
- ・ 参考資料（実証結果等の技術概略シートを補足する根拠資料）
- ・ 技術概要（様式3）
- ・ 評価委員会説明資料（Microsoft PowerPointによるもの、様式不問）
- ・ 法人の登記事項証明書（原本）
- ・ 定款又は寄附行為（写し）

技術概要については、審査により本事業の対象となった場合、都のホームページ上での公表を予定しておりますので、公表可能な事項のみ記載してください。

(2) 提出方法

(3) の提出先へ、持込み、郵送又は電子メールのいずれかの方法により提出してください。

持込み又は郵送の場合は、電子データも併せて提出してください。

(3) 提出先

東京都環境局気候変動対策部計画課再生可能エネルギー実装調整担当
次世代再生可能エネルギー技術社会実装事例創出事業対象技術 公募担当者宛
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎 20 階南側
メールアドレス：S0213301@section.metro.tokyo.jp

(4) 受付期間

令和 8 年 8 月 24 日（月曜日）から同年 9 月 30 日（水曜日）まで（必着）

※ 持込みは、土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とし、事前に下記問合せ先に連絡のうえ来庁してください。

※ 郵送は、公募期間中に到達するように発送してください。

(5) 質問の受付及び回答

本要項の内容等について質問がある場合は、ホームページに掲載した質問票に必要事項を記入の上、提出してください。質問票の提出方法及び受付期間は、次のとおりです。

① 提出方法：電子メールにて次の宛先に提出してください。

メールアドレス：S0213301@section.metro.tokyo.jp

② 受付期間

令和 8 年 8 月 24 日（月曜日）から同年 9 月 4 日（金曜日）まで

質問に対する環境局からの回答は、質問票を提出した者に対し、実施します。

8 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 応募者から提出された書類の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提出書類の作成に当たり第三者の著作権を使用等した場合の責めは、当該使用等した応募者に全て帰することとします。

(2) 環境局は、応募者から提出された提出書類について、審査及び事業実施者の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとします。

なお、提出書類は返却しません。

9 事業費用

環境局は、協定に基づき、導入された技術の設置に要した費用の一部を負担します。
支払時期、支払額の確定方法等の詳細は、協定において定めるものとします。

10 選定の取消し

選定後において、応募者が次のいずれかに該当することが判明した場合には、都は選定結果の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

- ・ 応募資格を有していなかったとき
- ・ 応募書類に虚偽の記載又は重大な記載漏れがあったとき
- ・ その他本要項に違反する事実が判明したとき

また、選定の取消しにより応募者に損害が生じた場合であっても、都はその責任を負わないものとします。

11 その他

本公募に要する一切の費用は、応募者の負担となります。

12 公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当宛にメールでご連絡ください。ただし、審査の結果等に関する問合せは応じられません。

東京都環境局気候変動対策部計画課再生可能エネルギー実装調整担当

メールアドレス：S0213301@section.metro.tokyo.jp

※メールでのご連絡に当たりましては、件名に「次世代再生可能エネルギー技術社会実装事例創出事業」に係るものである旨を記載してください。